

○南九州市移住・就業支援事業補助金交付要綱

令和元年9月25日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、南九州市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から南九州市に移住して就業又は起業等をした者に対して、予算の範囲内で交付する南九州市移住・就業支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号及び第3号又は第4号に定める要件に該当する者（以下「補助対象者」という。）に支給する。

（1） 移住等に関する要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（ア） 本市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区に住民票が存在し、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定による指定を受けた離島地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定による指定を受けた半島地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島の区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の市区町村に住民票が存在し、東京都の特別区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

（イ） 本市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京都の特別区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の市区町村に住民票が存在し、東京都の特別区への通勤をしていたこと。（ただし、東京都の特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができます。）

（ウ） 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京都の特別区内の大学へ通学し、東京都の特別区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限

を上限（高等専門学校は、2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 国の地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）（以下「交付金」という。）の令和元年度の交付決定がされた日以後に、本市に住民票を異動したこと。

(イ) 補助金の交付の申請をする日（以下「交付申請日」という。）が、本市に住民票を異動した日後1年以内であること。

(ウ) 交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有すること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員又は南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市長が指定する他の補助金等の交付を受ける者でないこと。

(エ) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合（都道府県が管理・運営する求人情報を提供するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）を経由する場合）

次に掲げる要件のいずれにもに該当すること。

(ア) 勤務先が原則鹿児島県内に所在すること。なお、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人に就業する場合は、鹿児島県内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。

(イ) 交付金に係る鹿児島県のマッチングサイトにおいて、就業先の求人が補助金の支給対象として指定された求人として掲載されていること。

(ウ) 3親等以内の親族が就業先の代表者、取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務めていないこと。

(エ) 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 就業先の求人がマッチングサイトに補助金の交付対象として掲載

された日以後、当該就業先の求人に応募をしたこと。

(カ) 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

イ 専門人材の場合

県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 関係人口の場合

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)並びに(エ)のいずれかに該当し、かつ、(オ)から(キ)までのいずれかの要件に該当すること。

(ア) 過去に本市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。

(イ) 本市に所在する学校に通学したことがあること。

(ウ) 本市のお試し居住を利用したことがあること。

(エ) 転入前に本市にふるさと納税をしたことがあること。

(オ) 本市に所在する農林水産業に就業すること。

(カ) 本市に所在する家業等へ就業すること。

(キ) 本市に所在する企業に就職すること。

(3) 前号エの(カ)から(キ)までのいずれかの要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 3親等以内の親族が就業先の代表者、取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務めていないこと。

イ 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

(4) 起業に関する要件は、交付申請日以前1年以内に、鹿児島県移住就業・起業支援事業費補助金交付要綱に基づく鹿児島県移住就業・起業支援金（以下「鹿児島県移住就業・起業支援金」という。）の交付の決定を受けていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、60万円とし、補助対象者が次の各号のいずれにも該当する場合は、100万円とする。ただし、申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳に記録されている18歳未満の者を帶同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」という。）が、本市に住民票を異動する直前の市区町村の住民票において同一の世帯に属していたこと。

(2) 2人以上の世帯員が、交付申請日の住民票において同一の世帯に属していること。

(3) 2人以上の世帯員が、交付金の令和元年度の交付決定がされた日以後に本市に住民票を異動したこと。

(4) 2人以上の世帯員が、交付申請日において本市に住民票を異動した日後、3月以上1年以内であること。

(5) 2人以上の世帯員が、前条第1号ウ（ア）に掲げる要件に該当すること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日（南九州市の休日を定める条例（平成19年南九州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）までに、移住・就業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 本人であることを確認することができる書類

(2) 就業証明書（第2号様式）又は鹿児島県移住就業・起業支援金の交付の決定を受けていることを確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する補助対象者の要件を満

たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

- 2 前項の場合において、前条の規定による額の補助金の交付を申請しようとする申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、同条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が属する世帯の他の世帯員にあっては、補助金の交付を申請することができない。ただし、申請者が補助金の交付の決定を拒否された場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適當と認めるときは、移住・就業支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適當と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度において補助金を交付することができないときは、書面により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助金受給者」という。）は、移住・就業支援事業補助金請求書（第4号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

(報告及び立入調査への協力)

第7条 補助金受給者は、規則第12条の規定による報告及び規則第23条の規定による立入調査に協力しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還請求)

第8条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住・就業支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（第5号様式）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 全額
- (2) 交付申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合 全額
- (3) 交付申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合 半額
- (4) 交付申請日から1年以内に第2条第2号及び第3号に定める就業に関する要件（市長が認めるものに限る。）に反する場合 全額
- (5) 鹿児島県移住就業・起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全

額

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を返還させることが適當と認める場合 市長が別に定める額

- 2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、補助金の交付決定の取り消しを行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（第6号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、補助金受給者から前項に規定する書類の提出がない場合、前条に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者の市内居住が確認できないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日告示第42号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年2月18日告示第21号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年12月22日に提出された申請から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の南九州市移住・就業支援事業補助金交付要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第67号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第81号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整

して使用することができる。

附 則（令和8年1月1日告示第4号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。